

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(令和2年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

令和2年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 16,382 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 458,254 千円

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	55,661	30,721	13,661	0	11,279	494
	老人福祉事業	143,891	0	416	0	143,475	6,279
	児童福祉事業	81,262	10,550	4,777	1,442	64,493	2,822
	その他の社会福祉事業	15,059	0	909	0	14,150	619
	小計	295,873	41,271	19,763	1,442	233,397	10,214
社会保険	国民健康保険事業	11,521	1,342	4,313	0	5,866	257
	介護保険事業	59,351	2,527	1,699	0	55,125	2,412
	後期高齢者医療事業	64,089	0	10,910	0	53,179	2,327
	小計	134,961	3,869	16,922	0	114,170	4,996
保健衛生	救急患者輸送事業	2,952	0	0	0	2,952	129
	診療所事業	14,641	0	0	0	14,641	641
	母子保健事業	0	0	0	0	0	0
	健康増進事業	3,696	0	268	0	3,428	150
	疾病予防対策事業	6,131	0	304	57	5,770	252
	その他の保健衛生事業	0	0	0	0	0	0
	小計	27,420	0	572	57	26,791	1,172
合計	458,254	45,140	37,257	1,499	374,358	16,382	

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。